

なら女性活躍推進倶楽部 動画制作業務委託
公募型企画提案説明書

1. 趣旨

県は、女性が様々な組織において個性と能力を最大限に発揮することができる環境づくりのために設立した「なら女性活躍推進倶楽部」において、その会員登録企業、支援団体とともに様々な取組を推進している。

本業務では、男女ともに働きやすいフィールドの整っている企業が県内にたくさんあることを事例とともに若年層に伝え、県内企業で主に正規職員として働くことへの興味を持たせ、高めるため動画を制作する。奈良県の就労の現状、奈良で働く良さを伝えるとともに、倶楽部の認知度向上を図る。

2. 業務概要

(1) 業務名

なら女性活躍推進倶楽部 動画制作業務

(2) 委託内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 委託料（上限額）

金1,650,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 委託期間

契約締結日から令和2年10月30日（金）まで

3. 参加資格要件

次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 参加申込書の提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 参加申込書の提出時点において、奈良県における物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加有資格者で、営業種目 Q3（映画制作）、Q5（広告・イベント業務）のいずれかに登録をしている者であること。
- (4) 平成27年4月1日から令和2年3月31日までの5年間で、契約額100万円以上、かつインタビューを含む動画制作業務の受託実績を有する者であること。なお、契約の相手方は官民を問わず、契約内容の一部として動画制作業務が含まれているものも対象とする。

4. 提出書類

企画提案に参加を希望する者は、次のすべての書類を作成して提出すること。

(1) 参加申込書類

- ① 参加申込書（様式1） 1部
- ② 提案者の概要（様式2） 1部
- ③ 過去5年間の類似業務の実績（様式3） 1部

3. の（4）の実績を記載し、契約書の写し、仕様書等の業務概要が分かる資料を添付すること。

(2) 企画提案書

① 鑑（様式4）1部

② 添付資料（任意様式・サイズはA4）8部（正本1部、副本7部）

副本については法人名、個人名、所在地、連絡先等の提案者名がわかる記載をしないこと。「8. 企画提案書の作成について」に従い作成し、簡潔かつ明瞭に記載すること。

5. 企画提案にかかる質問及び回答

(1) 質問受付期限

令和2年4月27日（月）17時00分

企画提案に係る質問は、質問票（様式5）に質問内容を記載の上、下記14.の担当部課にファクシミリで提出する。

※ファクシミリの送信後、14.の担当部課まで必ず電話にて送信した旨を連絡すること。

※電話、来訪等、口頭による質問は受け付けない。

(2) 質問に対する回答

受け付けた質問については、質問者の氏名等をふせて、原則として奈良県女性活躍推進課ホームページに掲載する。

6. 参加申込書類の提出

(1) 提出期限

令和2年5月15日（金）17時00分

(2) 提出方法

持参または郵送により、下記14.の書類等提出先に提出すること。なお、持参の場合は、平日の9時から17時まで（12時から13時までの間は除く）の間に限り受け付ける。

また、郵送の場合は、簡易書留等の書留郵便によるものとし、提出期限の日の17時までに到着したものに限り受け付ける。

(3) 提出書類

4.の(1)で示す書類

7. 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和2年5月22日（金）正午

(2) 提出方法

6.の(2)に同じ

(3) 提出書類

4.の(2)で示す書類

8. 企画提案書の作成について

企画提案書は、倶楽部の取組状況や奈良県の県内就労の現状（(7)に示す資料を参考とすること。）を踏まえ、以下の内容について作成すること。また、項目ごとにインデックスを付すなど閲覧性に配慮すること。

(1) コンセプトの提案

当事業の目的を踏まえ、若年層の県内就労促進に取り組むにあたっての課題を示し、課題解決に効果的な動画制作のコンセプトを提案すること。

(2) 企画構成

動画のタイトル、シナリオ、絵コンテを含め、制作する動画の具体的な企画を提示すること。なお、企画にあたっては以下の項目に留意すること。

① 訴求対象、放映シーンは以下を想定し、それぞれの特徴を示した上で、効果的に訴求するための工夫を提示すること。

(ア) 訴求対象

A) 大学生等

これから就職を考える学生のうち、新卒での就職先として県内企業が選択肢に入る学生とする。

B) その他正規職員を希望する若年層

以下のいずれかの希望を持つ20歳～34歳の男女とする。いずれも再就職、転職を問わない。

- ・ 家庭と両立するため、なるべく家から近い事業所で働きたい
- ・ 収入や福利厚生など、雇用環境のよい企業で働きたい

(イ) 放映シーン

A) YouTube等の動画配信サイトに掲載し、県のツールで発信するほか、なら女性活躍推進倶楽部支援団体・大学との連携により拡散する。

B) 県や関係団体のイベントで放映する。放映パターンは以下を想定する。

- ・ 講義形式で放映
- ・ イベント時間中繰り返し放映

② 動画のコンセプトに基づき、具体的なインタビュー項目を提示すること。

③ インタビュー対象者が動画撮影に慣れていないことを前提として、事前準備や当日の撮影工程における工夫を提示すること。

④ 「仕様書」で示すコンテンツのほかに、若年層の県内就労促進に効果があるコンテンツがあれば提示すること。

⑤ 上記の放映シーンのほかに、活用を想定できる場面があれば提示すること。

(3) 業務実施工程

業務完了までのスケジュールを明確に提示すること。なお、スケジュール策定にあたっては県との打合せや協議、関係各所との調整にかかる時間を考慮すること。

(4) 業務遂行体制

統括責任者を選任するとともに、業務をどのような体制で実施するのかを提示すること。なお、各担当者について過去の類似業務の実績があれば記載すること。

(5) 権利・情報管理体制

業務の履行にあたり入手する著作権等の権利や情報について、諸手続や管理の責任者を定めた上で、管理体制を構築すること。

(6) 見積額

積み上げ方式とし、項目ごとに積算根拠を示しつつ詳細に記入すること。

(7) 参考資料

① なら女性活躍推進倶楽部の概要、取組状況

<http://www.pref.nara.jp/49126.htm>

② 奈良県の県内就労の現状

- ・ 奈良県男女共同参画審議会 会議資料・議事録

<http://www.pref.nara.jp/12353.htm>

- ・ 奈良県女性活躍推進に関する意識調査
<http://www.pref.nara.jp/54787.htm>

9. 企画提案書類の審査及び結果の発表

(1) 審査方法

「なら女性活躍推進倶楽部 動画制作業務委託に係るプロポーザル審査委員会」(以下、「審査委員会」という。)が別紙審査項目に基づき評価点方式により順位付けを行い、最高点を獲得した者で、かつ審査委員会の合議により認められた者を最優秀提案者として決定する。

なお、総得点が満点の6割に満たない場合は最優秀提案者とししない。また、提案者が1者の場合、評価基準による総得点が満点の6割以上で、かつ審査委員会の合議により認められたものについては、当該提案者を最優秀提案者として決定する。審査の結果、最高得点者が2者以上であった場合は、審査委員会の合議により最優秀提案者を決定する。この場合、評価基準のうちウエイトの高い評価項目の得点を考慮する。

(2) プレゼンテーション

審査委員会の審査の際、プレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションは令和2年5月下旬に実施することとし、日時・詳細については企画提案書類の提出があった者に別途通知する。

プレゼンテーションは提出済みの企画提案書類のみで実施することとし、当日配布資料は認めない。また、PCの使用は不可とする。

(3) 審査結果の通知

審査の結果については、特定後速やかに、各提案者あて書面にて通知する。

(4) 審査結果について

審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

10. 業務委託契約の締結について

(1) 契約の締結

審査の結果特定した最優秀提案者と県は、奈良県契約規則等に基づきすみやかに協議を実施し、随意契約による委託契約の締結を行う。

ただし、審査会で特定した者との協議が不調に終わった場合には、審査において次点となった者と同様の手続きを行う場合がある。

なお、特定された提案は、受託者を特定するための課題に基づき作成されたものであり、契約後、改めて県との協議のもと、企画及び運営の業務に当たるものとする。

(2) 契約保証金

契約時に、契約金額の10%に相当する額以上を契約保証金として県に納めること。

ただし、奈良県契約規則第19条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除されることがある。

(3) 契約書

最優秀提案者と特定された者に対して別途作成・提示する。

11. 契約の不締結

最優秀提案者の特定後、契約締結までに最優秀提案者について次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとする。

- (1) 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。))、支配人及び支店又は営

業所（常時不動産登記等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められたとき。
- (3) 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 上記(3)及び(4)に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときと認められるとき。
- (6) 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記(1)から(5)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約等に当たって、上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(上記(6)に該当する場合を除く。)において、発注者が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (8) 県が発注する物品購入等の契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

12. 契約の解除

契約締結後であっても、契約の相手方が11.の(1)から(8)までのいずれかに該当すると認められる場合、企画提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、正当な理由なく一定期間業務を履行しない場合、契約を解除し委託者を変更することがある。

また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。

13. その他

(1) 言語及び通貨

公募手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 提出書類の返却

提出されたすべての書類の返却は行わない。ただし、この企画提案に係る審査以外には使用しないが、奈良県情報公開条例（平成13年3月30日奈良県条例第38号）に基づき開示する場合がある。

(3) 提案書類の追加、修正等

一旦提出された提出書類の差し替え及び追加、削除は、理由の如何に関わらず一切認めないものとする。

(4) 提案にかかる費用負担

提出書類の作成、提出等に要する費用は、提案者の負担とする。

(5) 提案者の失格事由

提案者が次の事項に該当した場合は、失格とする。

- ① 提出書類の提出期限を過ぎたとき。
- ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- ③ 本件企画提案に対して、二以上の提案をしたとき。
- ④ 提出された提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- ⑤ その他、提示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき。

(6) 参加の辞退

書類提出後に辞退する場合は、速やかに県まで連絡するとともに、書面により届け出ること。

14. 担当部課

奈良県文化・教育・くらし創造部こども・女性局女性活躍推進課女性活躍推進係

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

TEL 0742-27-8679

FAX 0742-24-5403